

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：寺領・月の子棚田協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

寺領・月の子の棚田

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減
 - 中山間地域等直接支払交付金や、多面的機能支払交付金による農地維持・地域資源保全活動により、令和11年度まで寺領月の子の棚田における現状の耕作面積（171,302㎡）を維持し、耕作放棄地の拡大を防ぐ。
 - 耕作放棄地の解消について20aを目途に取り組む。
- ・担い手の確保
 - 地域おこし協力隊制度等を活用しながら、担い手の確保（1名以上）を図る。また、地域の中核的なリーダーとなる者や意欲のある担い手に農地を集約する。
 - 地域の担い手である（農）あきおおた元気村や榑百姓屋と連携し、令和11年度まで寺領・月の子の棚田の保全に取り組む。
 - 都市部の人材や県内の大学等との連携によるボランティア受け入れ事業により、棚田に植えられた、町を代表する特産品である祇園坊柿の、柿園管理、収穫作業等におけるボランティアを、年間10名以上受け入れることに取り組む。
 - 高齢化が著しく、地域の農業は（農）あきおおた元気村や榑百姓屋などの法人が主な担い手となっており、これらの経営体の機械導入等の支援を行う。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 令和6年度に寺領・月の子の棚田における農地集積について、稲作は榑百姓屋へ、祇園坊柿は（農）あきおおた元気村への集積を行った。令和11年度までに未集積の個人の耕作地において更なる集約を図る。
 - ラジコン草刈機を導入することで、作業者の負担を減らすと共に、現状の作業時間をのべ90時間のところを令和11年度まで70時間に削減する。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - 高齢化に伴い生産量が減少している祇園坊柿の生産量を、自動草刈り機で下草刈りの回数を増やすことや、技術の向上により、令和11年度までに年間9tから15tに増加させる。
 - （農）あきおおた元気村との連携により、祇園坊柿のブランド化を促進するとともに、生産量と販路を拡大する。
- ・自然環境の保全・活用
 - 里山の手入れを行うことで、有害鳥獣の隠れ場所を減らし、令和11年度までに農作物の被害を減少させる。
 - 電気柵や檻等の設置により、農作物の被害面積を減少させる。
- ・良好な景観の形成
 - 令和11年度まで寺領・月の子の棚田における景観植物（ヒガンバナ、ヒマワリ等）の植栽を続け、30aまで拡大する。

- ・ 伝統文化の継承
 - 地域に古くから伝わり、毎年8月に行っている円光寺盆踊りを次世代へ継承していく。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 都市部の人材や県内の大学等と連携したインターンシップを引き続き受け入れ、都市との交流事業を行う。
 - 祇園坊柿オーナー制度の取組みによる交流事業を年10組の受け入れを目標に、引き続き継続して行う。
 - 令和11年度までに、寺領・月の子の棚田地域において町の空き家バンク制度を活用して、増え続ける空き家を有効活用し、地域への定住を促進していく（1軒以上）。
- ・ 棚田を観光資源とした地域振興
 - 令和11年度までに、「つなぐ棚田遺産」に選ばれた寺領・月の子地域の美しい農村の風景をスポットとして訪れた観光客へ提供できる環境整備を行う。
- ・ 棚田を活用した祇園坊柿六次産業化の推進
 - (農)あきおおた元気村との連携により祇園坊柿等を原材料とした新製品(加工品)を3品以上を目標に開発を行う。
 - (農)あきおおた元気村や地域商社あきおおたと連携し、野菜や山菜等を原料とした加工品の販路を拡大する。

3 計画期間

令和7年認定の月～令和12年3月末

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・ 耕作放棄の防止・削減
 - 中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用した農地の維持に取り組む。
 - 耕作放棄地を20a畑に戻し、野菜栽培に取り組む。
- ・ 担い手の確保
 - 地域おこし協力隊制度等を活用しながら、寺領・月の子の棚田における担い手の確保を促進する。
 - 地域の担い手である(農)あきおおた元気村や(株)百姓屋と連携し、寺領・月の子の棚田の保全に取り組む。
 - 都市部の人材や県内の大学等との連携により、柿の管理作業等のボランティアの受け入れに取り組む。
- ・ 生産性・付加価値の向上
 - 寺領・月の子の棚田において、稲作は(株)百姓屋へ集約し、祇園坊柿は(農)あきおおた元気村へ更なる集約を図る。
 - 高齢化が著しいため、令和11年度までに寺領・月の子の棚田で、省力化と生産性向上の

ため担い手への高性能農業機械の導入支援を行う。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - （農）あきおおた元気村との連携により、祇園坊柿をはじめ農産物を太田川産直市出荷や道の駅への出荷体制を強化する。
- ・自然環境の保全・活用
 - 寺領・月の子の棚田周辺の里山保全に取り組むことで、有害鳥獣による農作物への被害を防止する。
 - 電気柵や檻を設置するなど、鳥獣被害対策を推進する。
- ・良好な景観の形成
 - 寺領・月の子の棚田において景観植物の植栽を実施するなど、良好な景観を確保していく。
- ・伝統文化の継承
 - 地域に古くから伝わり、毎年8月に行っている円光寺盆踊りの継承により、伝統文化を次世代へと継承を図る。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 都市部の人材や県内の大学等と連携したインターンシップを引き続き受け入れ、都市との交流事業を行う。
 - 祇園坊柿オーナー会との農村交流体験イベントを通じて、関係人口の創出・拡大を図る。
 - 空き家バンク制度等を活用して、地域に点在する空き家を有効活用して移住・定住者の増加を図る。
- ・棚田を観光資源とした地域振興
 - 農村景観百選に選ばれた寺領・月の子の棚田の付近に、展望台や看板等の観光施設を整備し、観光客へ美しい農村の棚田風景を提供できる環境を整備する。
- ・祇園坊柿を活用した6次産業化の推進
 - （農）あきおおた元気村との連携により祇園坊柿のピューレや干し柿を活用した新製品を開発し、地元の道の駅やイベント等で販売を行う。
 - （農）あきおおた元気村や地域商社あきおおたと連携し、地元の野菜を使った漬物や山菜等を原料とした加工品について通信販売やふるさと納税などを活用し、販路拡大に取り組む。

（2）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、同協議会の参加者ではない大学生等は、ボランティア活動を実施することとする。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

寺領・月の子棚田協議会は安芸太田町、農業者、農業者団体、地域住民等をもって構成する。参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項